○中部地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百三十八号　静岡県駿東郡小山町須走字西沢四九八番四七六から同町須走字西沢四九八番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月九日

○中部地方整備局告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月九日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第三百七十一号豊田都市計画及び西三河都市計画下水道事業矢作川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年二月二十八日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
熊野市大泊町字カニダノ上七二四番一から熊野市有馬町字松原五七三四番六まで	前　A	八・四〇～八九・九〇	四・八〇一	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	八・四〇～八九・九〇	四・八〇一	
	B	一三・三六～八一・〇九	五・一七〇	
	C	一四・〇〇～一九六・六八	一・七〇一	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○四国地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日　四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
松山市北井門二丁目四二二番八地先から同市二番町四丁目七番二まで	前　A	二四・〇〇～一一〇・〇〇	六・二三二	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B・C	二〇・六四～二九一・六〇	四・七九五	
	後　A	二四・〇〇～一一〇・〇〇	六・二三二	
	B・C	一〇・四九～二九一・六〇	四・七九五	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日　四国地方整備局長　名波　義昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十三号　松山市北井門五丁目五八九番一地先から同市市坪南三丁目九二七番一四地先まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月十六日十六時

○四国地方整備局告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から二週間四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日　四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十三号

三　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
松山市井門町一四五五番一地先から同市市坪南三丁目九二七番一四地先まで	一〇・二六～二三・七五	一・八七四

四　指定する期日　平成二十八年十二月十日

○四国地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日　四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
室戸市吉良川町字西松原甲四〇一七番二から同市吉良川町字西松原甲三九四七番六四地先まで	前	八・四四～二一・〇五	〇・七五三
	後	八・四四～二一・〇五	〇・七五三

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所